

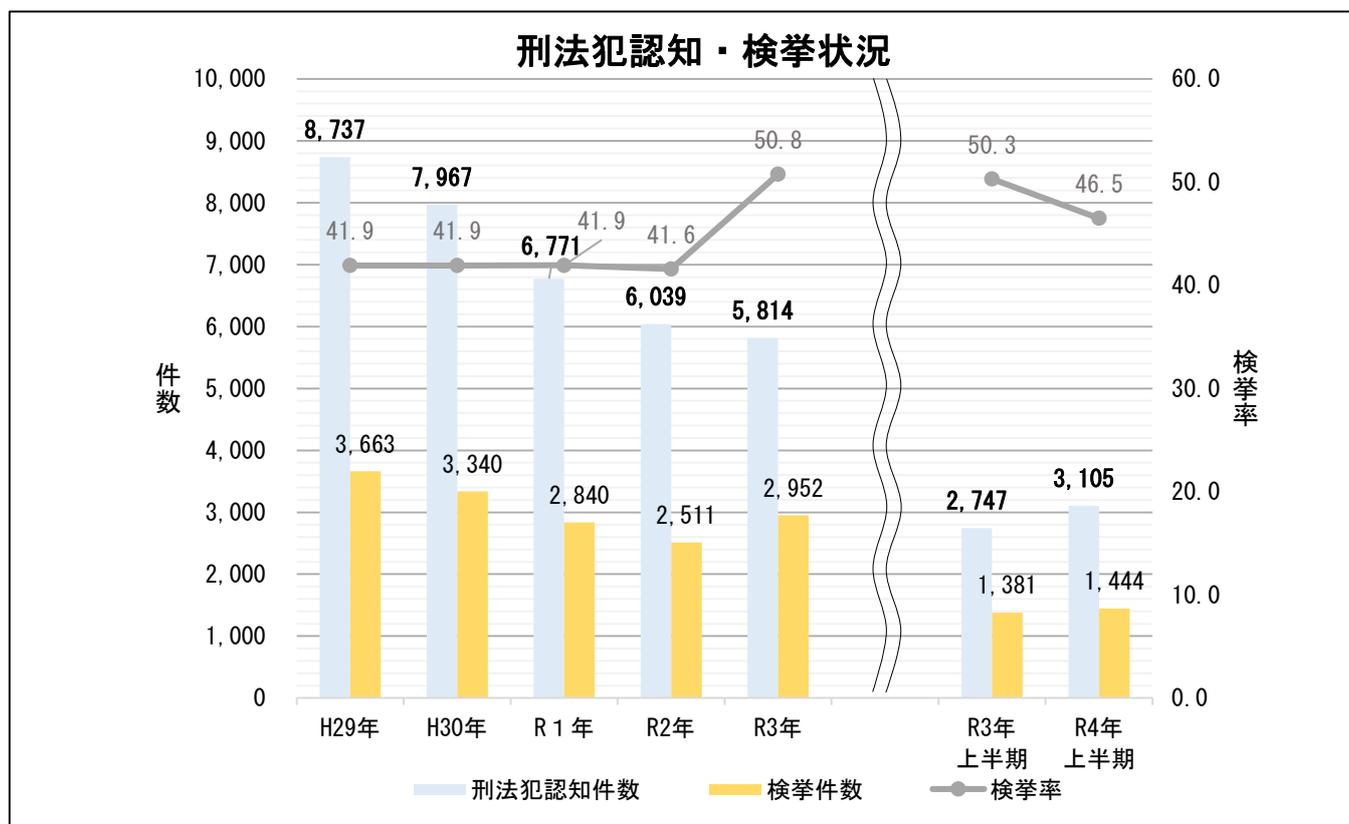
令和4年上半期における犯罪情勢について【暫定値】

県政経営会議資料
令和4年(2022年)8月9日
滋賀県警察本部

※本資料中、令和4年の数値は暫定値であり、今後変更の可能性はある。

1 刑法犯認知・検挙状況

		R4年上半期	R3年上半期	増減数	増減率(%)
滋賀県	認知件数	3,105	2,747	358	13.0%
	犯罪率	21.9	19.5	2.4ポイント	
	検挙件数	1,444	1,381	63	4.6%
	検挙人員	1,003	873	130	14.9%
	検挙人員(少年)	106	106	0	0.0%
	検挙率(%)	46.5	50.3	-3.8ポイント	



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
刑法犯認知件数	8,737	7,967	6,771	6,039	5,814	2,747	3,105
検挙件数	3,663	3,340	2,840	2,511	2,952	1,381	1,444
検挙率	41.9	41.9	41.9	41.6	50.8	50.3	46.5

【傾向】

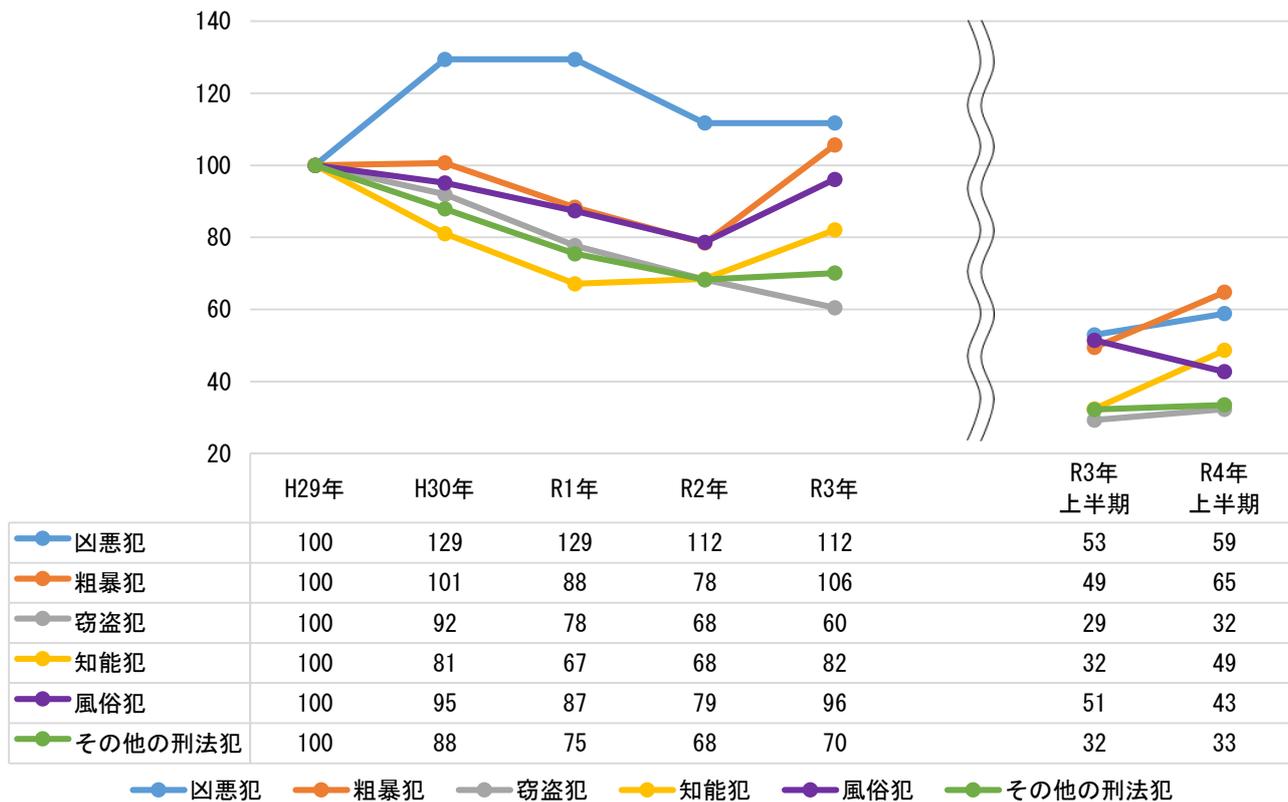
- ・令和4年上半期中の刑法犯認知件数は3,105件で、前年同時期よりも358件(13.0%)の増加。
- ・近年減少傾向にあった刑法犯認知件数が、令和4年に入り増加している点には注意が必要。

2 罪種別の認知件数

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年 上半期	R4年 上半期
凶悪犯	34	44	44	38	38	18	20
粗暴犯	463	466	409	363	489	229	300
窃盗犯	6,110	5,618	4,748	4,172	3,696	1,788	1,972
知能犯	596	483	400	408	489	198	290
風俗犯	103	98	90	81	99	53	44
その他の刑法犯	1,431	1,258	1,080	977	1,003	461	479
合計	8,737	7,967	6,771	6,039	5,814	2,747	3,105

- ・ 凶悪犯(殺人、強盗、強制性交等)
- ・ 窃盗犯(空き巣、自転車盗、万引き等)
- ・ 風俗犯(強制わいせつ、公然わいせつ等)
- ・ 粗暴犯(暴行、傷害・傷害致死等)
- ・ 知能犯(詐欺、偽造等)
- ・ その他の刑法犯(器物損壊等)

認知件数の推移
(平成29年の認知件数を100として各年の認知件数を罪種別に表示したもの)



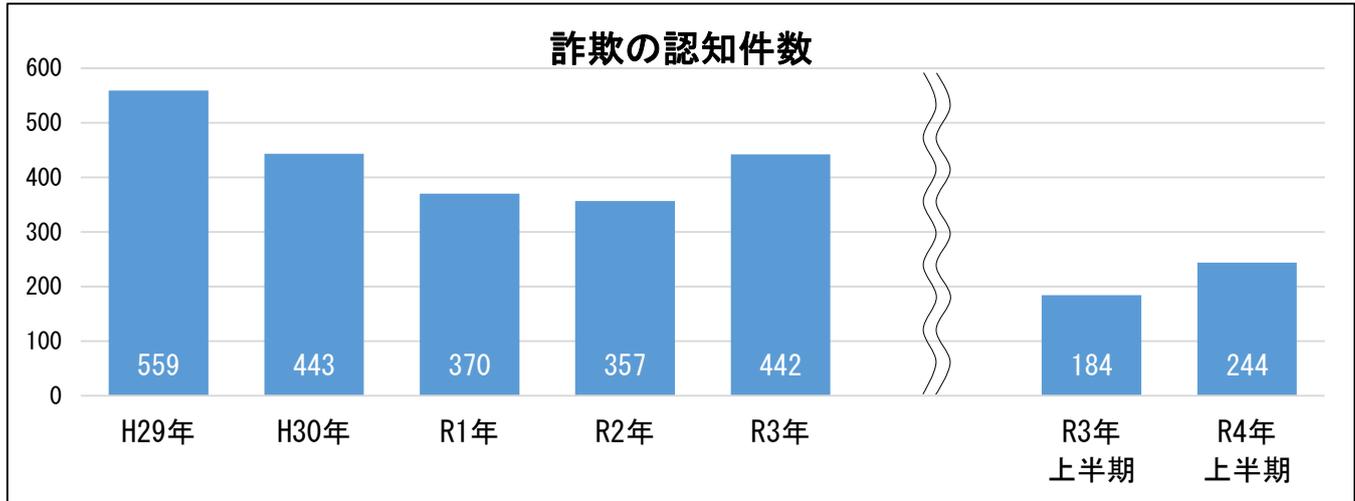
【傾向】

- ・ 令和4年上半期は、風俗犯を除く全ての罪種が前年より増加傾向。特に粗暴犯と知能犯の増加が顕著。

3 詐欺の認知状況

(1) 詐欺の認知件数

(件)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
認知件数	559	443	370	357	442	184	244

(2) 令和4年上半期に増加した手口(前年対比)

(件)

		R4年上半期	R3年上半期	増減
詐欺全体の認知件数		244	184	60
主要な手口	売り付け詐欺	64	41	23
	特殊詐欺	45	33	12
	いわゆる「ロマンス詐欺」	25	15	10
	いわゆる「サポート詐欺」	15	11	4
上記以外の詐欺		95	84	11

※「売り付け詐欺」とは、主にインターネット詐欺、オークション詐欺。

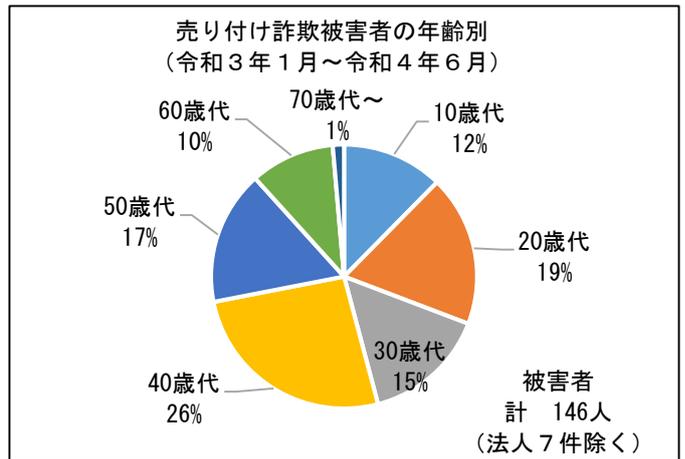
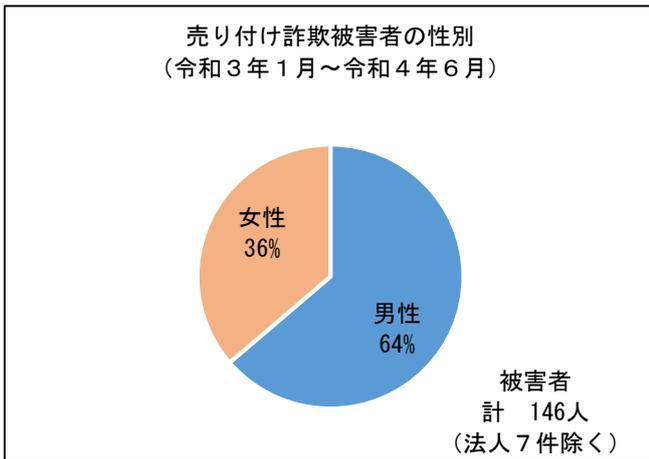
※「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る行為（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称。なお、キャッシュカード詐欺盗は窃盗犯であるため、詐欺の件数から除いている。

※いわゆる「ロマンス詐欺」とは、インターネット上の交流サイトなどで知り合った相手を言葉巧みにだまして、恋人などになったかのように振る舞い、金銭を送金させる詐欺。

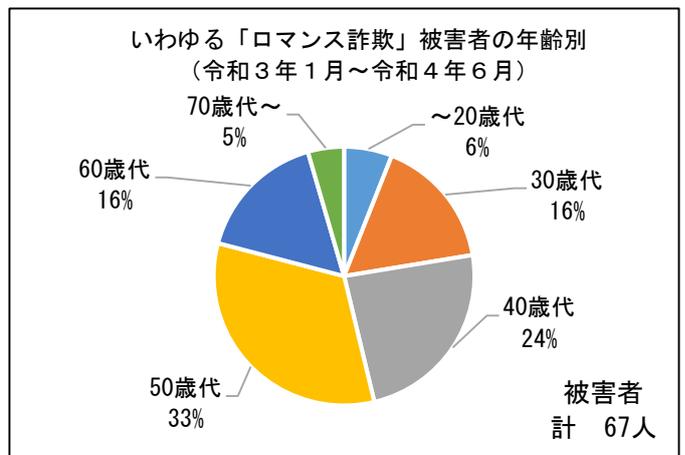
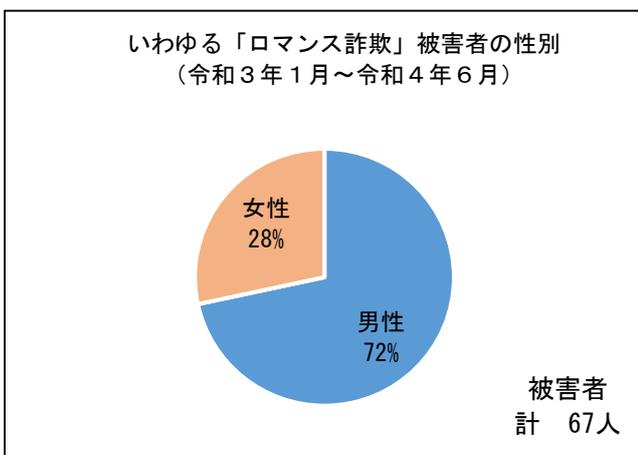
※いわゆる「サポート詐欺」とは、パソコンに「コンピューターウイルスが見つかりました」等の警告を表示させるなどして、サポート料金と称して電子マネー等をだまし取る手口。

※「上記以外の詐欺」とは、無銭飲食、口座開設詐欺、保険金詐欺等、上記の類型に該当しない詐欺。

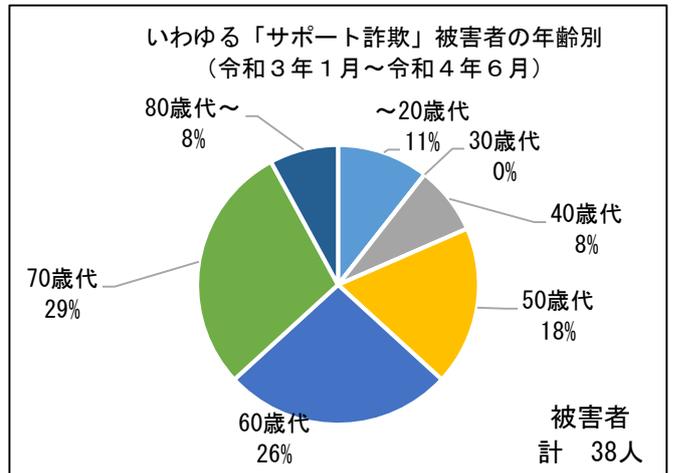
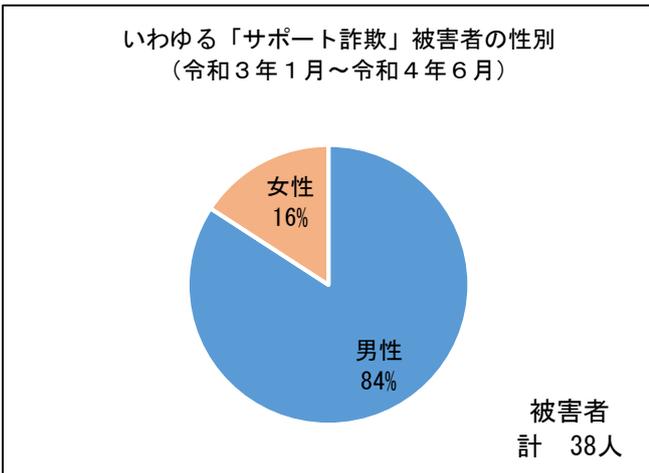
(3) 売り付け詐欺の被害者の性別・年齢別（令和3年1月～令和4年6月）



(4) いわゆる「ロマンス詐欺」の被害者の性別・年齢別（令和3年1月～令和4年6月）



(5) いわゆる「サポート詐欺」の被害者の性別・年齢別（令和3年1月～令和4年6月）



【傾向】

- ・詐欺は、近年の減少傾向から令和3年に増加に転じていたところ、令和4年上半期には前年同期より更に増加。
- ・インターネット上の売り買いに伴う詐欺（売り付け詐欺）や特殊詐欺に加え、いわゆる「ロマンス詐欺」やいわゆる「サポート詐欺」の被害が増加。
- ・「売り付け詐欺」の被害は各年代にわたっており、いわゆる「ロマンス詐欺」は40, 50歳代の被害が多く、いわゆる「サポート詐欺」は50歳代から70歳代の被害が多く見られる。

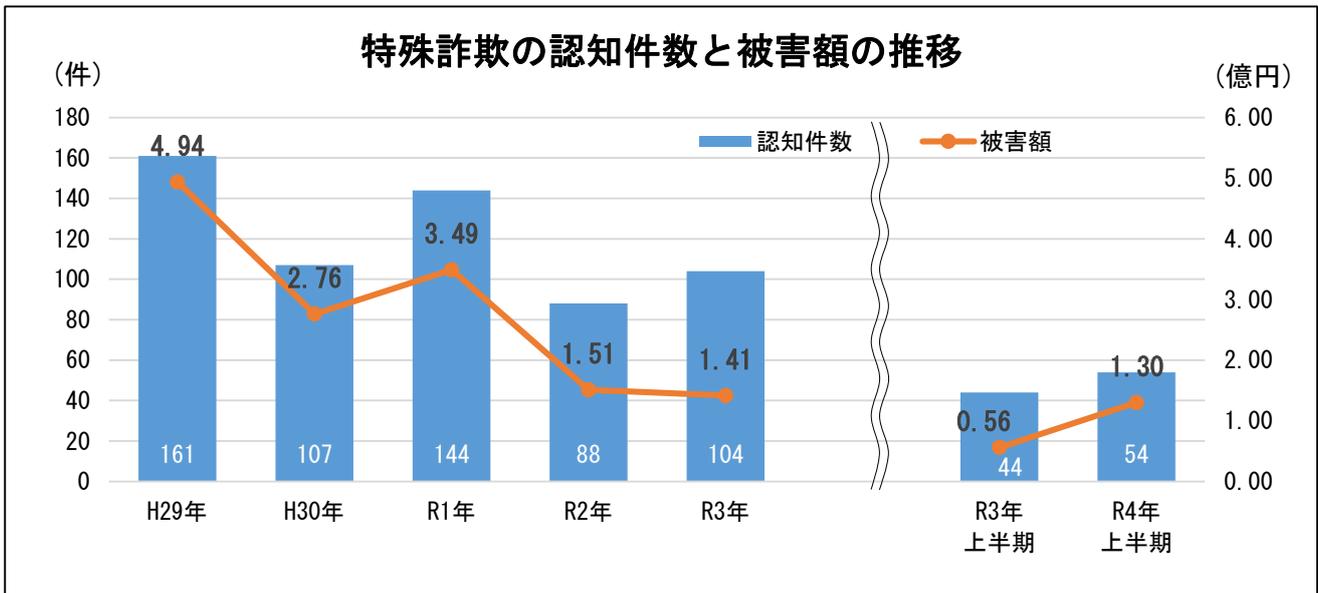
4 特殊詐欺の認知状況等

(1) 令和4年中の認知状況(前年対比)

	R4年上半期	R3年上半期	増減数	高齢者被害の割合
被害件数	54 件	44 件	10 件	68.5%
うち高齢者	37 件	30 件	7 件	
被害金額	約 13,008 万円	約 5,594 万円	約 7,414 万円	74.1%
うち高齢者	約 9,633 万円	約 4,790 万円	約 4,843 万円	

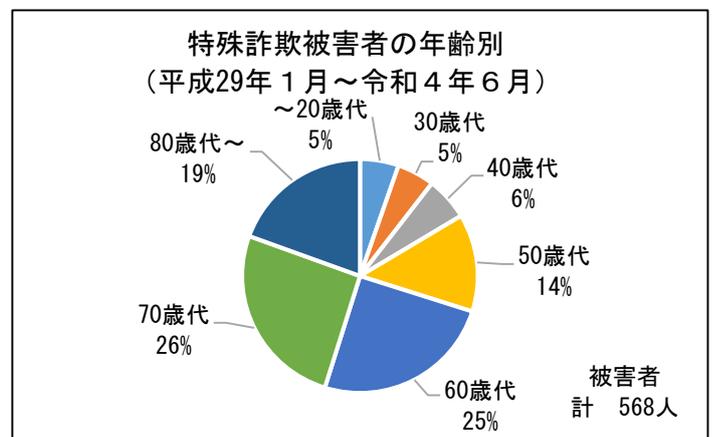
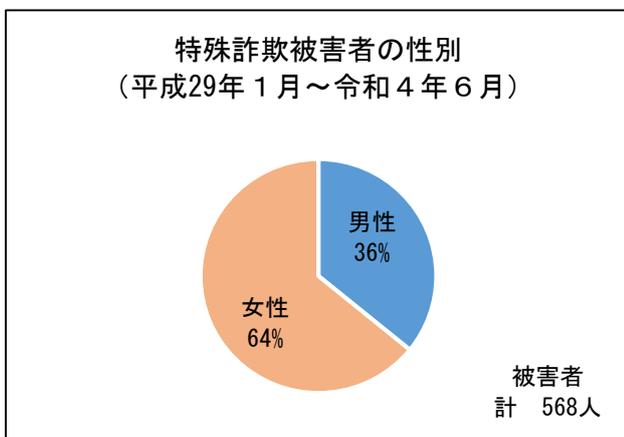
※高齢者とは、65歳以上の方をいう。

(2) 特殊詐欺被害の推移



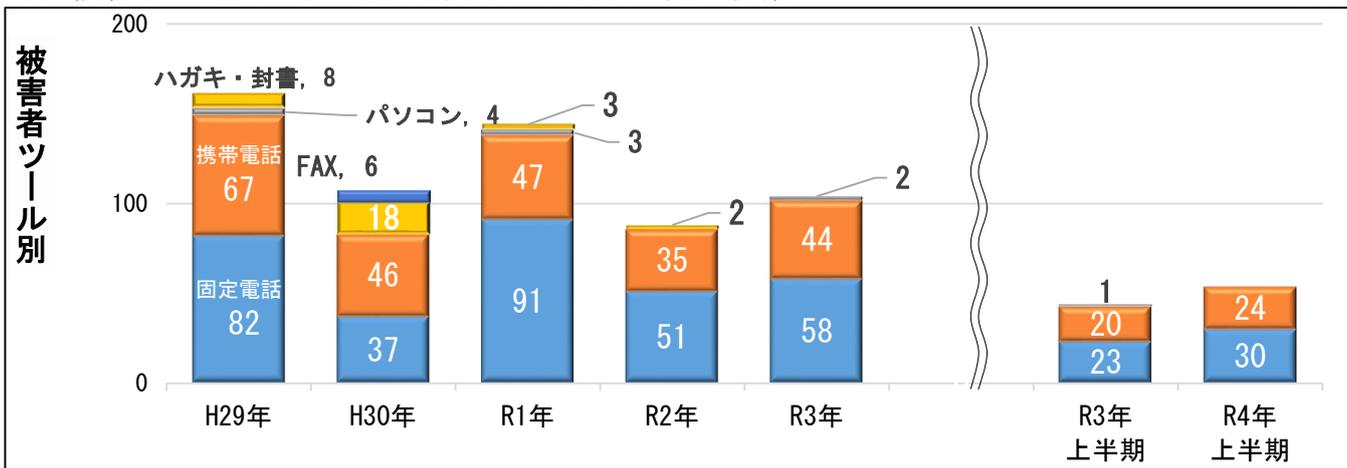
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
認知件数	161	107	144	88	104	44	54
被害額 (億円)	4.94	2.76	3.49	1.51	1.41	0.56	1.30

(3) 特殊詐欺の被害者の性別・年齢別 (平成29年1月～令和4年6月)



(4) 被害者が犯人からの連絡を受けた手段別の認知件数

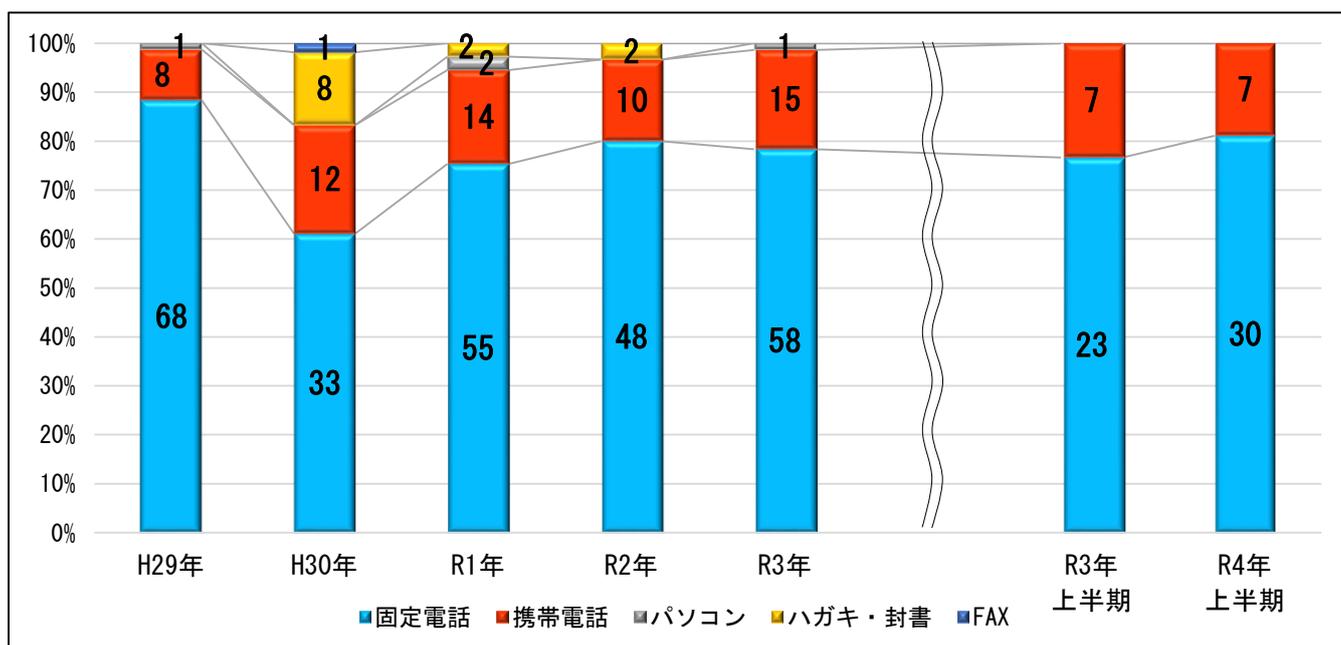
(件)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
固定電話	82	37	91	51	58	23	30
携帯電話	67	46	47	35	44	20	24
パソコン	4	0	3	0	2	1	0
ハガキ・封書	8	18	3	2	0	0	0
FAX	0	6	0	0	0	0	0
総数	161	107	144	88	104	44	54

○上記件数のうち高齢者の被害に係る件数及び割合

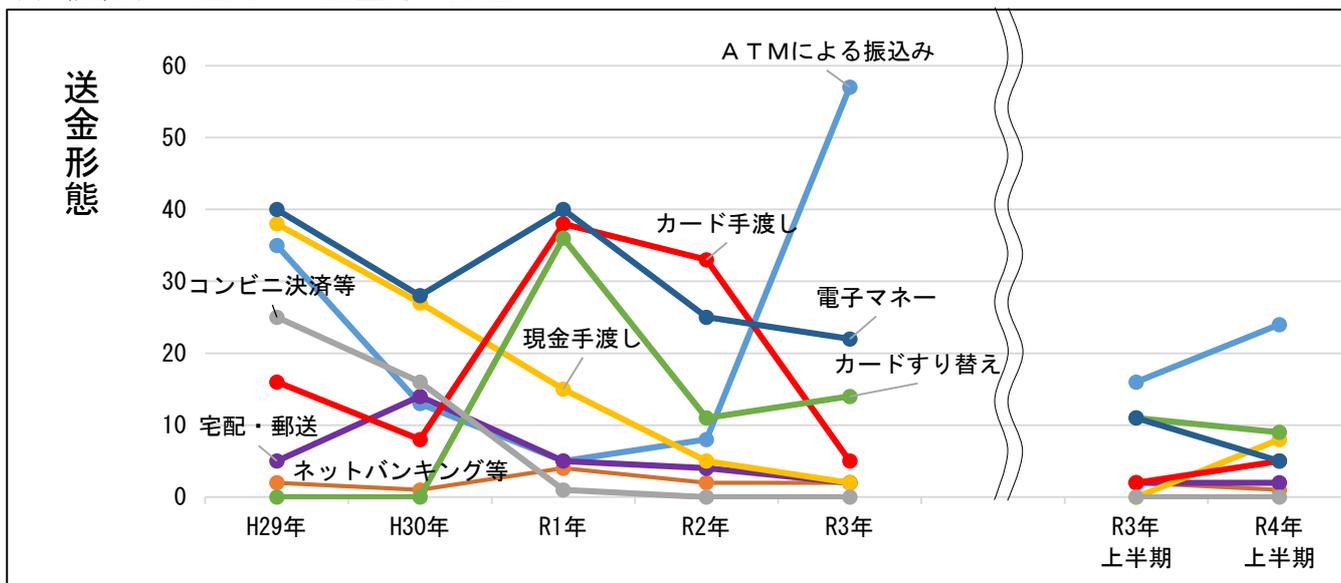
(件)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
固定電話	68 (88.3%)	33 (61.1%)	55 (75.3%)	48 (80.0%)	58 (78.4%)	23 (76.7%)	30 (81.1%)
携帯電話	8 (10.4%)	12 (22.2%)	14 (19.2%)	10 (16.7%)	15 (20.3%)	7 (23.3%)	7 (18.9%)
パソコン	1 (1.3%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハガキ・封書	0 (0.0%)	8 (14.8%)	2 (2.7%)	2 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX	0 (0.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	77	54	73	60	74	30	37

(5) 被害者の犯人への送金等の形態

(件)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
ATMによる振込み	35	13	5	8	57	16	24
ネットバンキング等	2	1	4	2	2	2	1
宅配・郵送	5	14	5	4	2	2	2
現金手渡し	38	27	15	5	2	0	8
カード手渡し	16	8	38	33	5	2	5
カードすり替え	0	0	36	11	14	11	9
電子マネー	40	28	40	25	22	11	5
コンビニ決済等	25	16	1	0	0	0	0
総数	161	107	144	88	104	44	54

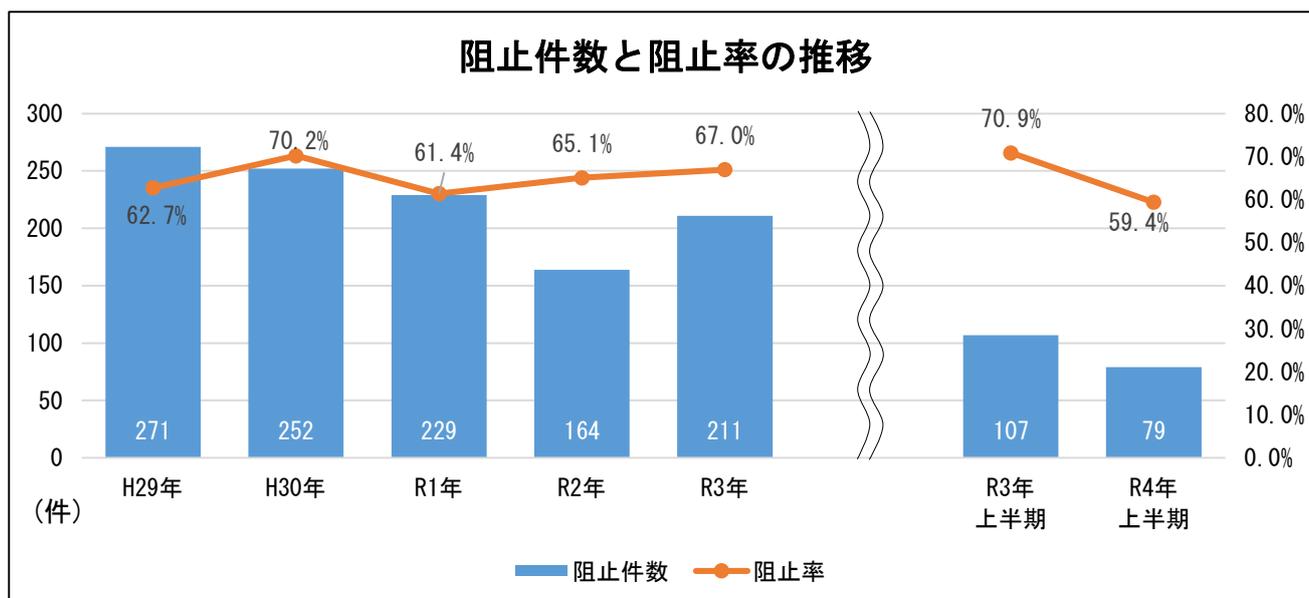
○上記の「ATMによる振込み」に係るATM設置場所の類型

	R2年上半期	R3年上半期	R4年上半期
店舗内のATM	2	11	14
店舗外のATM	0	4	6
上記の両方	0	1	4

※「店舗内のATM」とは、金融機関の店舗内に設置されたATM。

「店舗外のATM」とは、金融機関以外に設置されたATM。

(6) 被害阻止の状況



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
阻止件数	271	252	229	164	211	107	79
阻止率	62.7%	70.2%	61.4%	65.1%	67.0%	70.9%	59.4%
阻止金額(千円)	326,456	179,703	68,088	41,252	23,634	15,305	16,815

※「阻止件数」とは、特殊詐欺にだまされた被害者が、現金等を送付するまでに第三者によって被害防止された件数。

「阻止率」とは、認知件数と阻止件数の合計（被害防止がされなければ被害に遭っていたと想定される件数）に対する阻止件数の割合。

「阻止金額」とは、阻止件数に係る被害が防がれた想定金額の合計。

【傾向】

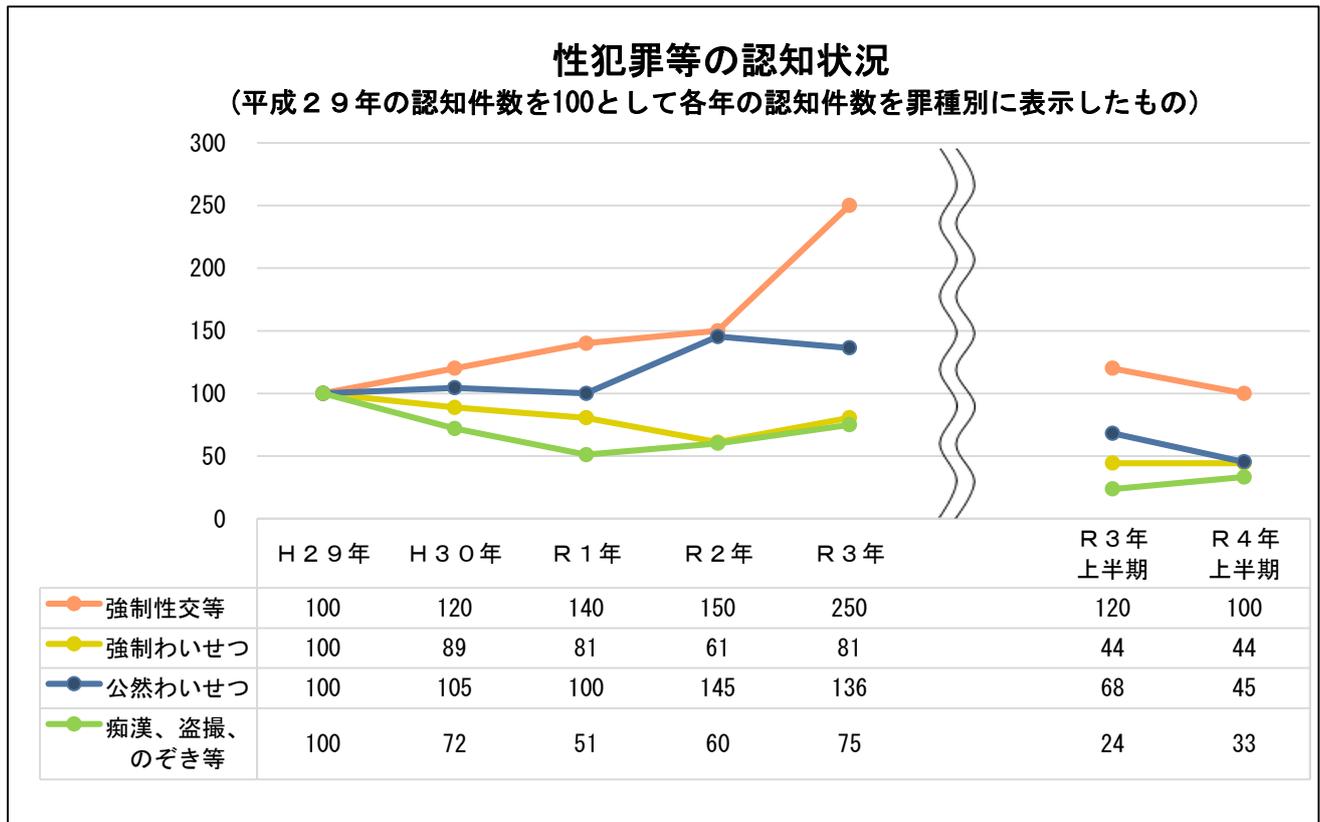
- ・特殊詐欺被害は、令和3年に増加に転じたが、令和4年に入ってから更に増加し、被害の拡大に歯止めがかからない状況。
- ・依然、高齢者が被害に遭う割合が高く、その多くは自宅の固定電話に犯人から連絡が入ることから、常時「留守番電話設定」が被害防止に有効。
- ・送金形態としては、犯人が被害者をATMに誘導した後、携帯電話で通話しながら被害者に操作をさせて振り込ませる手口が散見され、その多くは金融機関等の店舗内に設置されたATMで行われていることから、引き続き、金融機関等においてATM利用者への注意喚起や、携帯電話をかけながらATMを操作する方への声かけの徹底が期待される。
- ・これまでも、金融機関やコンビニエンスストア等によるATM利用者や電子マネー購入企図者への積極的な声かけなどにより、多数の被害が未然に防止されている。

5 強制性交等・強制わいせつ等

(1) 強制性交等・強制わいせつ等の認知件数

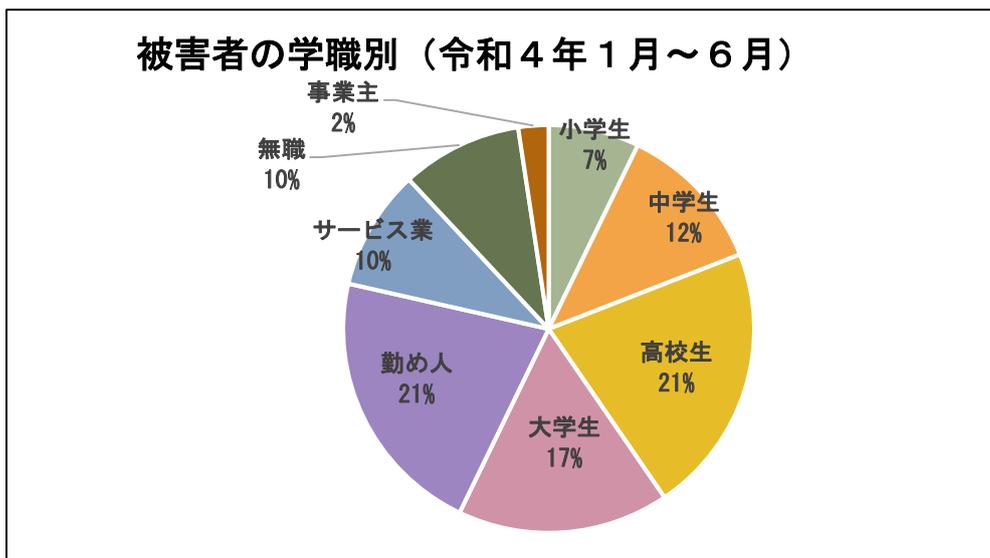
		H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年 上半期	R4年 上半期
刑法	強制性交等	10	12	14	15	25	12	10
	強制わいせつ	72	64	58	44	58	32	32
	公然わいせつ	22	23	22	32	30	15	10
痴漢、盗撮、のぞき等*		168	121	86	101	126	40	56
児童等への声かけ事案		676	746	789	603	702	328	333

(参考) 認知件数の推移

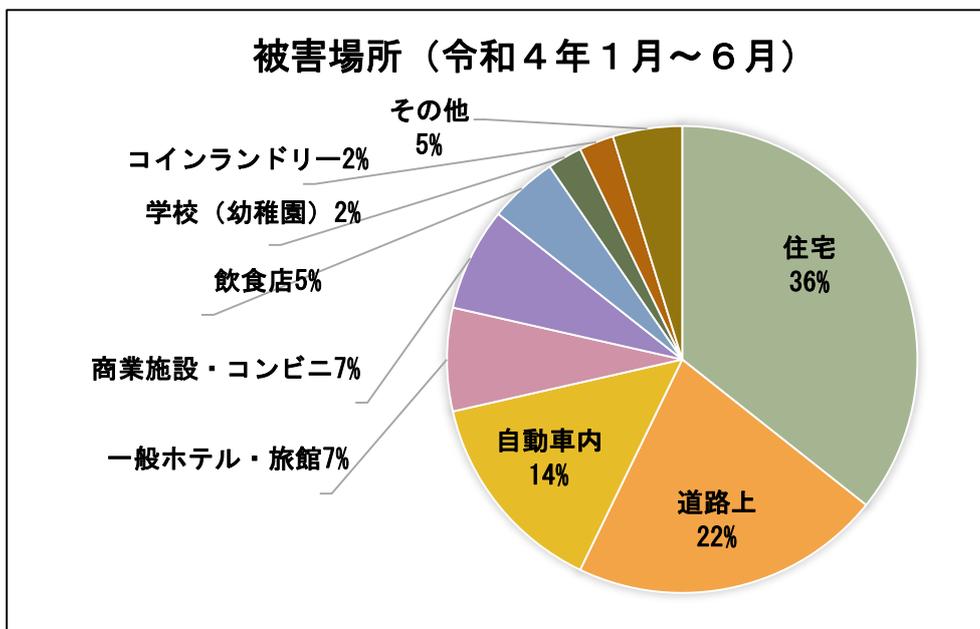


※痴漢・盗撮は滋賀県迷惑行為等防止条例違反、のぞき等は軽犯罪法違反に分類される。

(2) 強制性交等・強制わいせつの被害者の学職別(令和4年1月～6月)



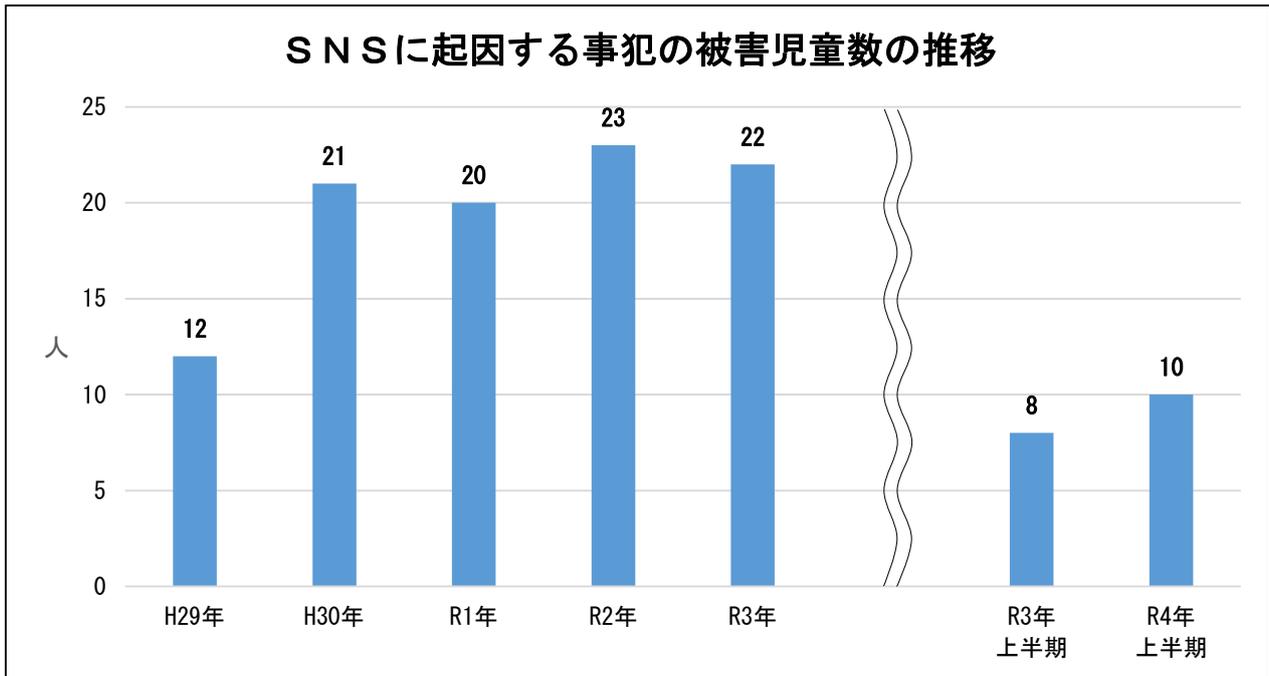
(3) 強制性交等・強制わいせつの被害の発生場所(令和4年1月～6月)



【傾向】

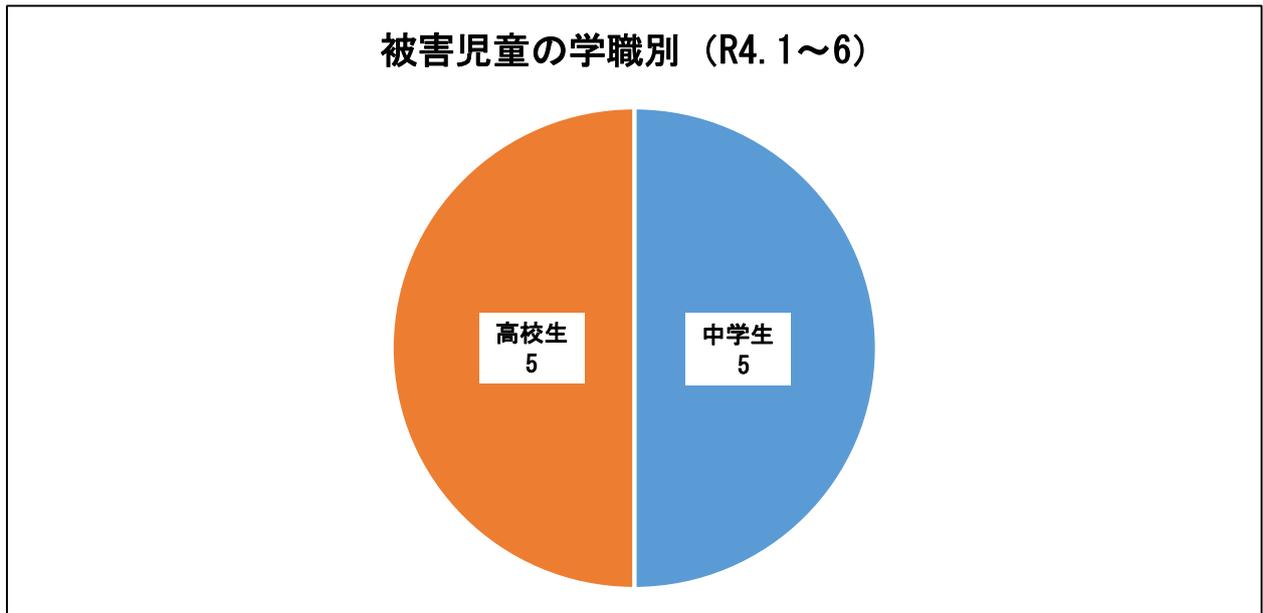
- ・ 強制性交等や強制わいせつ、痴漢等の性犯罪は、令和4年に入ってから多数の被害が発生。高校生以下の児童の被害(40%)も多い。
- ・ 児童の声かけ事案等の届出や相談も多数寄せられている。

〈参考〉SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数の推移



上記被害児童の学職別(令和4年1月～6月)

(人)



【傾向】

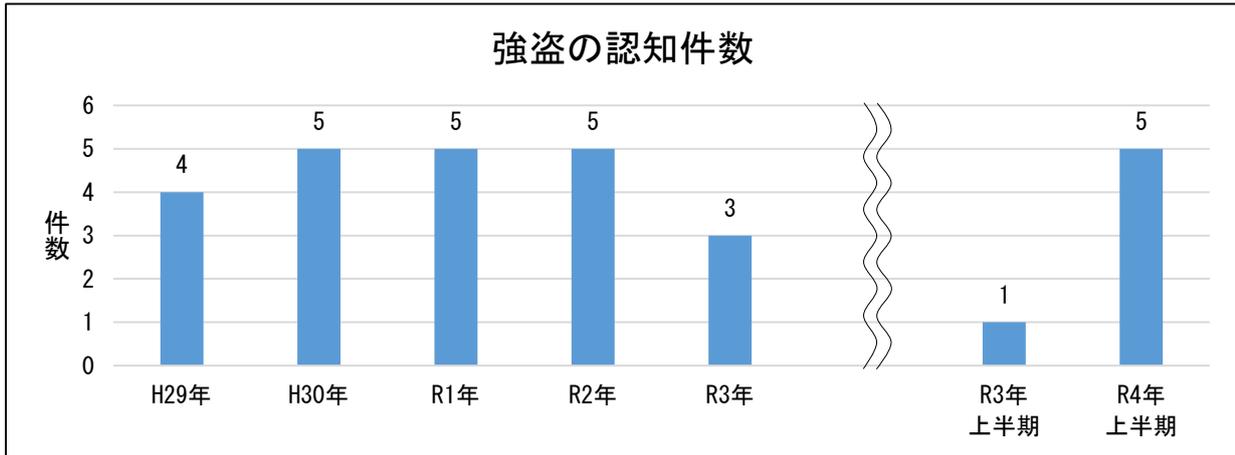
- ・ SNSに起因して犯罪被害(注1)に遭う児童(18歳未満)は後を絶たず、令和4年に入ってから前年より増加傾向。
- ・ 令和4年の被害児童全員が、フィルタリング(注2)を利用していなかったことが判明。児童を犯罪被害から守るためにもフィルタリング利用の普及が急務。

(注1) 犯罪被害とは、滋賀県青少年の健全育成に関する条例、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、誘拐、強制性交等罪等の被害をいう。

(注2) フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスのことをいう。

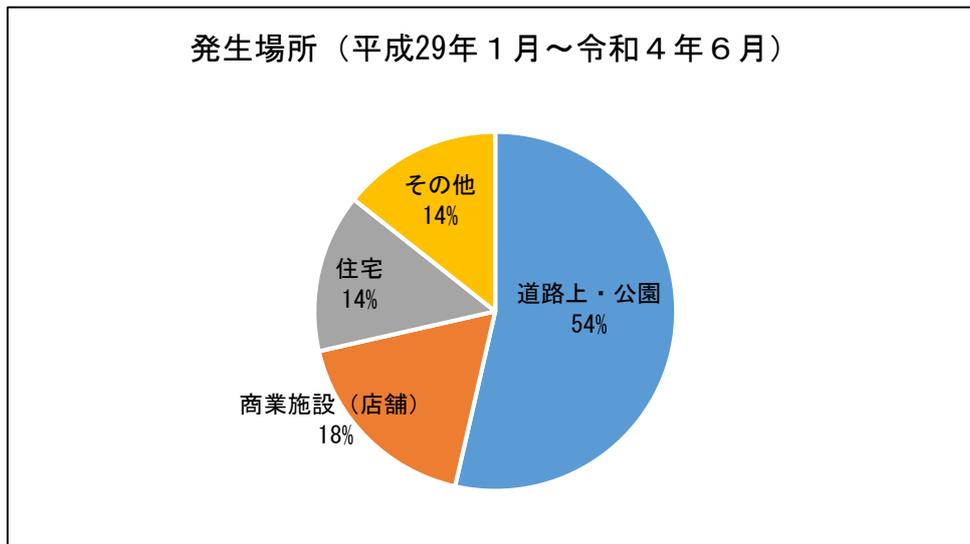
6 強盗の認知件数等

(1) 強盗の認知件数



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
強盗	4	5	5	5	3	1	5

(2) 強盗の発生場所(平成29年1月～令和4年6月)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
道路上・公園	2	3	3	1	3	1	2
商業施設(店舗)	1	1		1			2
住宅	1		1	1			1
その他		1	1	2			
合計	4	5	5	5	3	1	5

※「道路上」には、タクシーに対する強盗を含む。

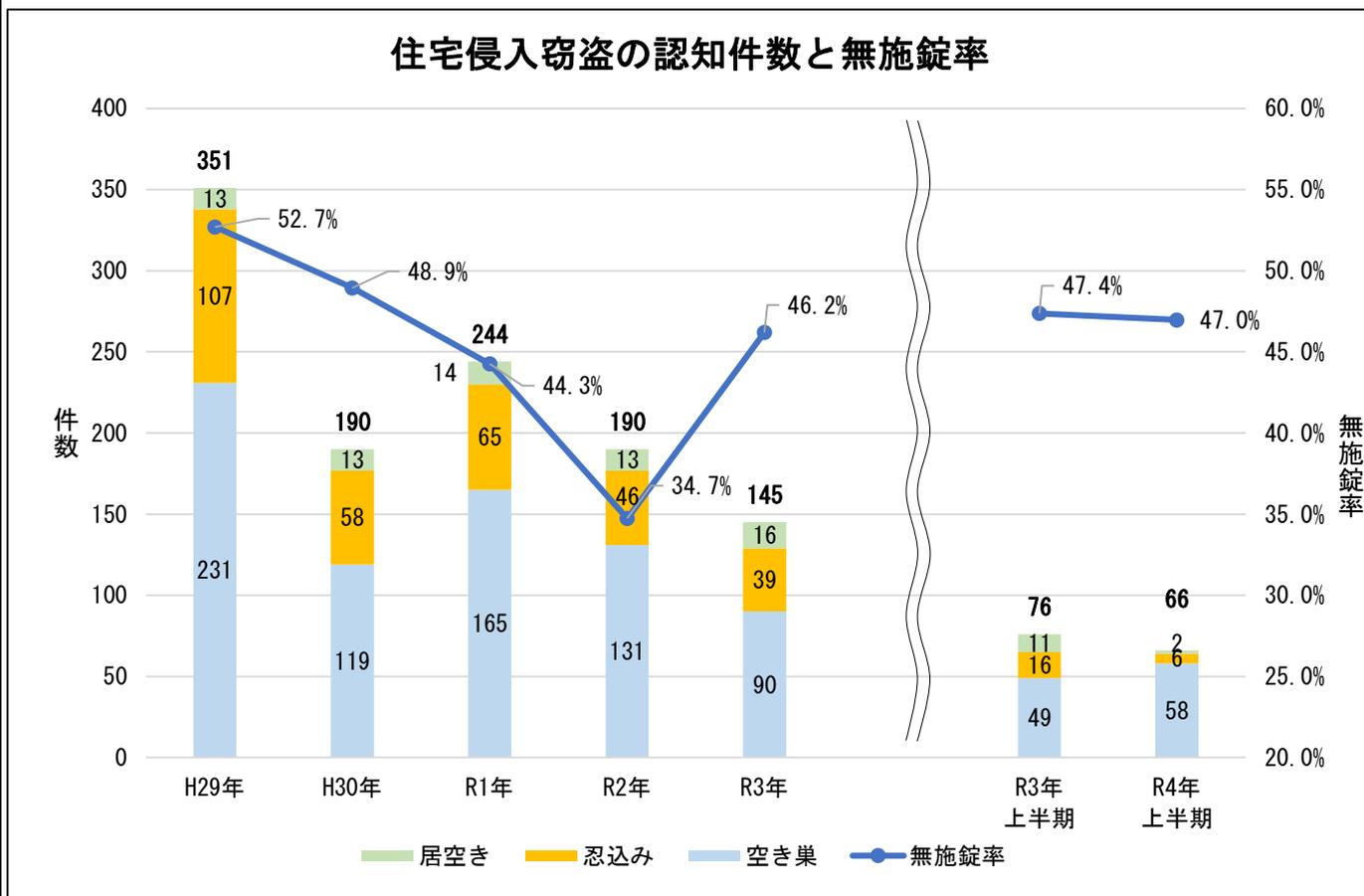
※「その他」とは、会社・事務所、工事現場、古物店等。

【傾向】

- ・強盗被害は、ここ数年、毎年5件程度発生しているところ、本年に入り既に5件発生していることには注意が必要。
- ・金融機関やコンビニエンスストア、その他の商業施設(店舗)に対する防犯指導や研修訓練を行っていくとともに、街頭での警戒活動等に取り組んでいくことが重要。

7 主な窃盗犯の認知件数等

(1) 住宅侵入窃盗の認知件数等



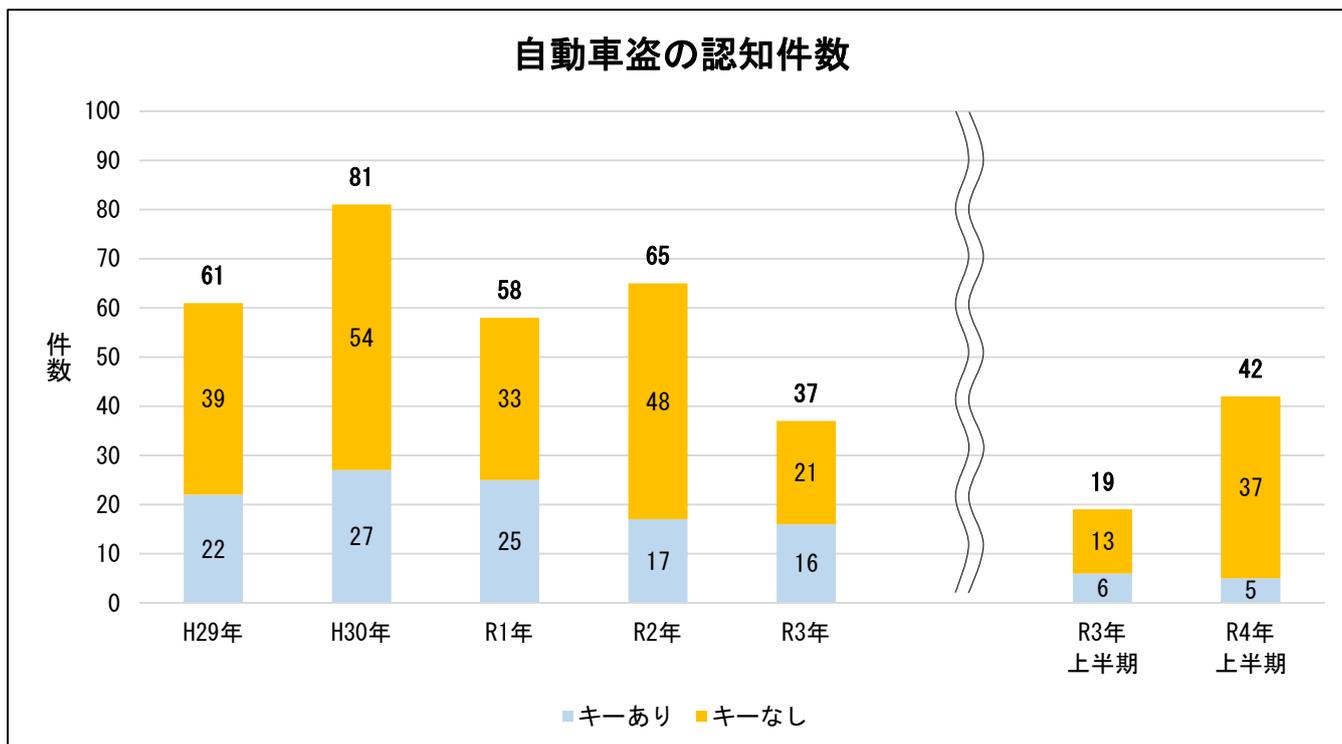
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年 上半期	R4年 上半期
住宅侵入窃盗	351	190	244	190	145	76	66
空き巣	231	119	165	131	90	49	58
忍込み	107	58	65	46	39	16	6
居空き	13	13	14	13	16	11	2
無施錠	185	93	108	66	67	36	31
無施錠率	52.7%	48.9%	44.3%	34.7%	46.2%	47.4%	47.0%

※「無施錠率」とは、住宅侵入窃盗被害のうち、鍵をかけていなかった割合のことをいう。

【傾向】

- 住宅侵入窃盗は各種の抑止活動等により減少傾向にあるが、令和4年に入ってから無施錠による被害が47%を占めており、施錠の徹底により更なる抑止を図ることが期待される。

(2) 自動車盗の認知件数等



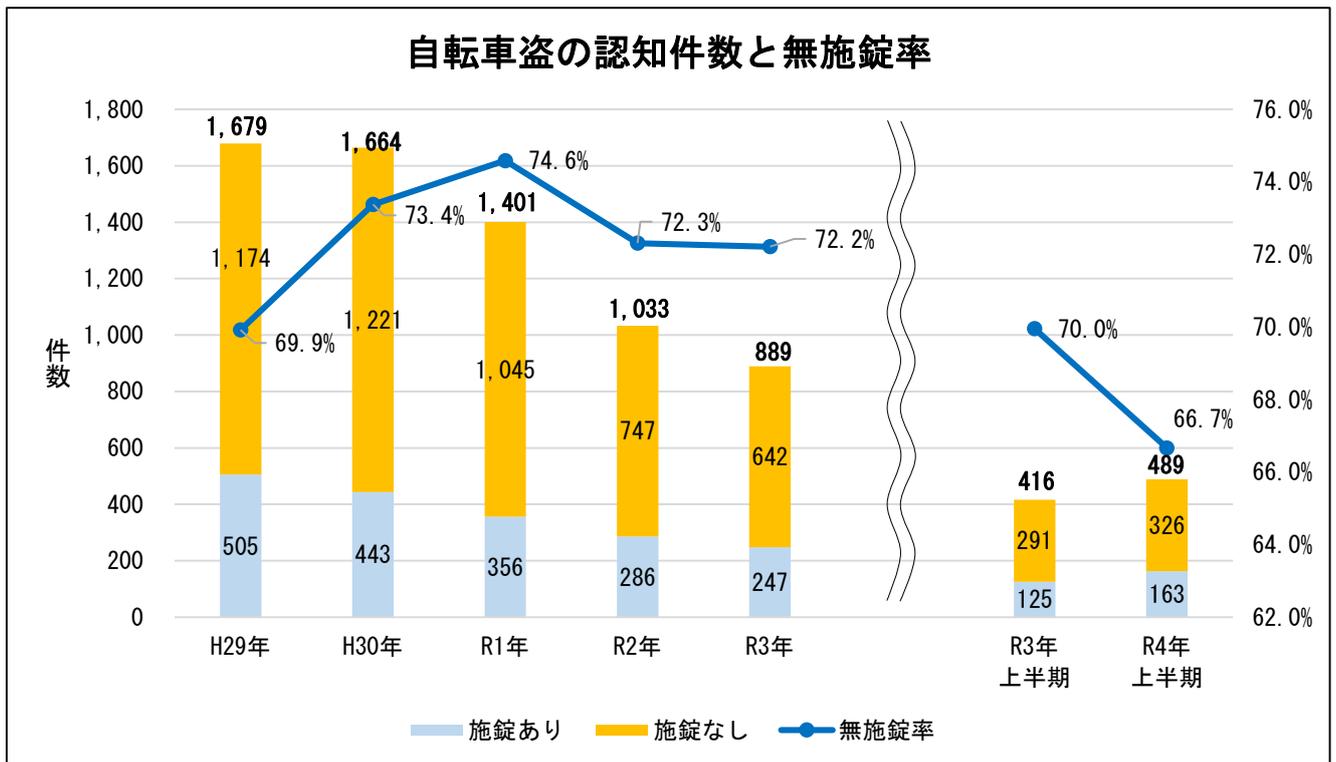
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
自動車盗	61	81	58	65	37	19	42
キーあり	22	27	25	17	16	6	5
キーなし	39	54	33	48	21	13	37

※「キーあり」とは、無施錠で自動車のキーが車両に置かれた状態をいう。
「キーなし」とは、施錠された状態をいう。

【傾向】

- ・令和4年は、自動車盗が増加傾向にあり、被害の車種は高級SUV車や高級セダン車が中心。令和3年は、過去5年間で最少であったが、令和4年に入り急増し、上半期の時点ですでに昨年の認知件数を上回っている。
- ・また、本年に入ってからからの被害の9割近くが施錠された状態であったことから、ハンドルロックなどの盗難防止器具の取り付けによる盗まれにくい状況づくりが被害防止には必要。

(3) 自転車盗の認知件数等



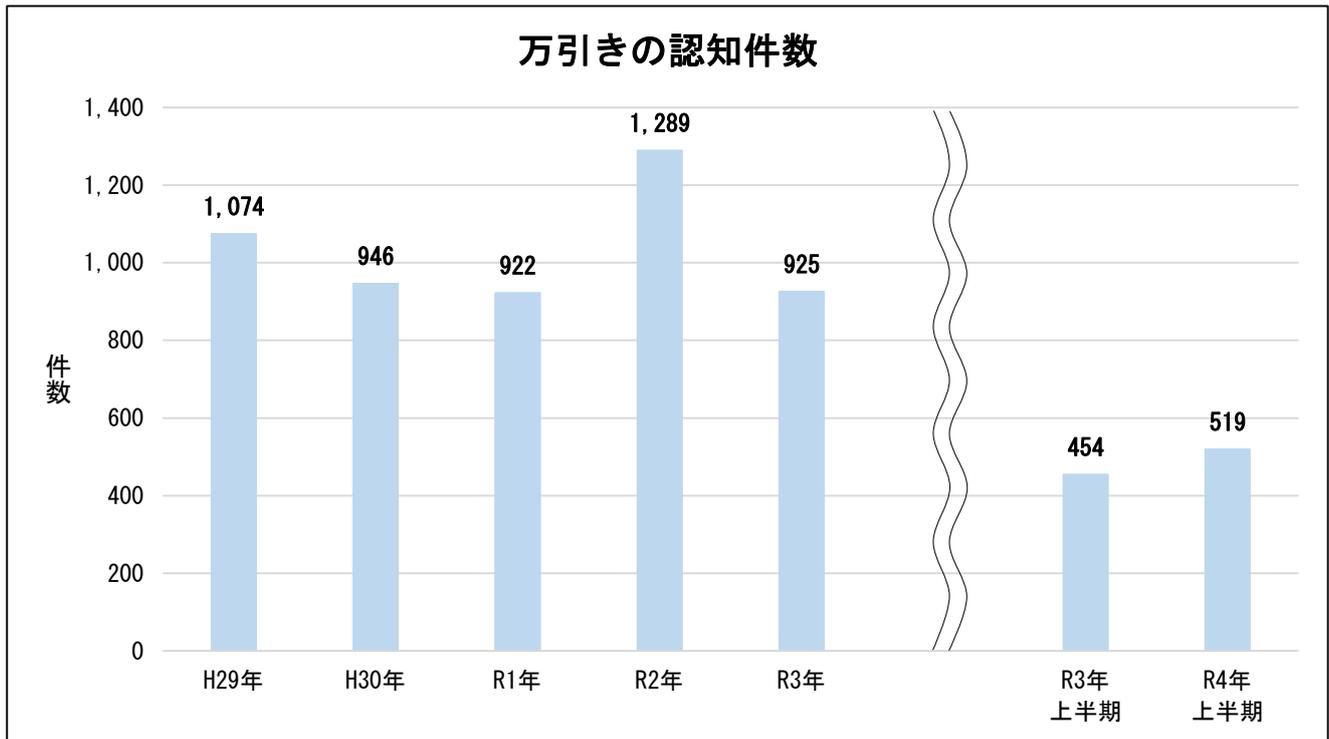
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
自転車盗	1,679	1,664	1,401	1,033	889	416	489
施錠あり	505	443	356	286	247	125	163
施錠なし	1,174	1,221	1,045	747	642	291	326
無施錠率	69.9%	73.4%	74.6%	72.3%	72.2%	70.0%	66.7%

※「無施錠率」とは、自転車盗被害のうち、鍵をかけていなかった割合のことをいう。

【傾向】

- ・ 自転車盗の認知件数は近年減少していたが、令和4年に入ってから増加に転じている状況。
- ・ 依然として被害全体の7割近くが無施錠による被害であり、自宅敷地や駐輪施設に停める場合でも施錠の徹底により更なる抑止を図ることが期待される。

(4) 万引きの認知件数



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期
万引き	1,074	946	922	1,289	925	454	519

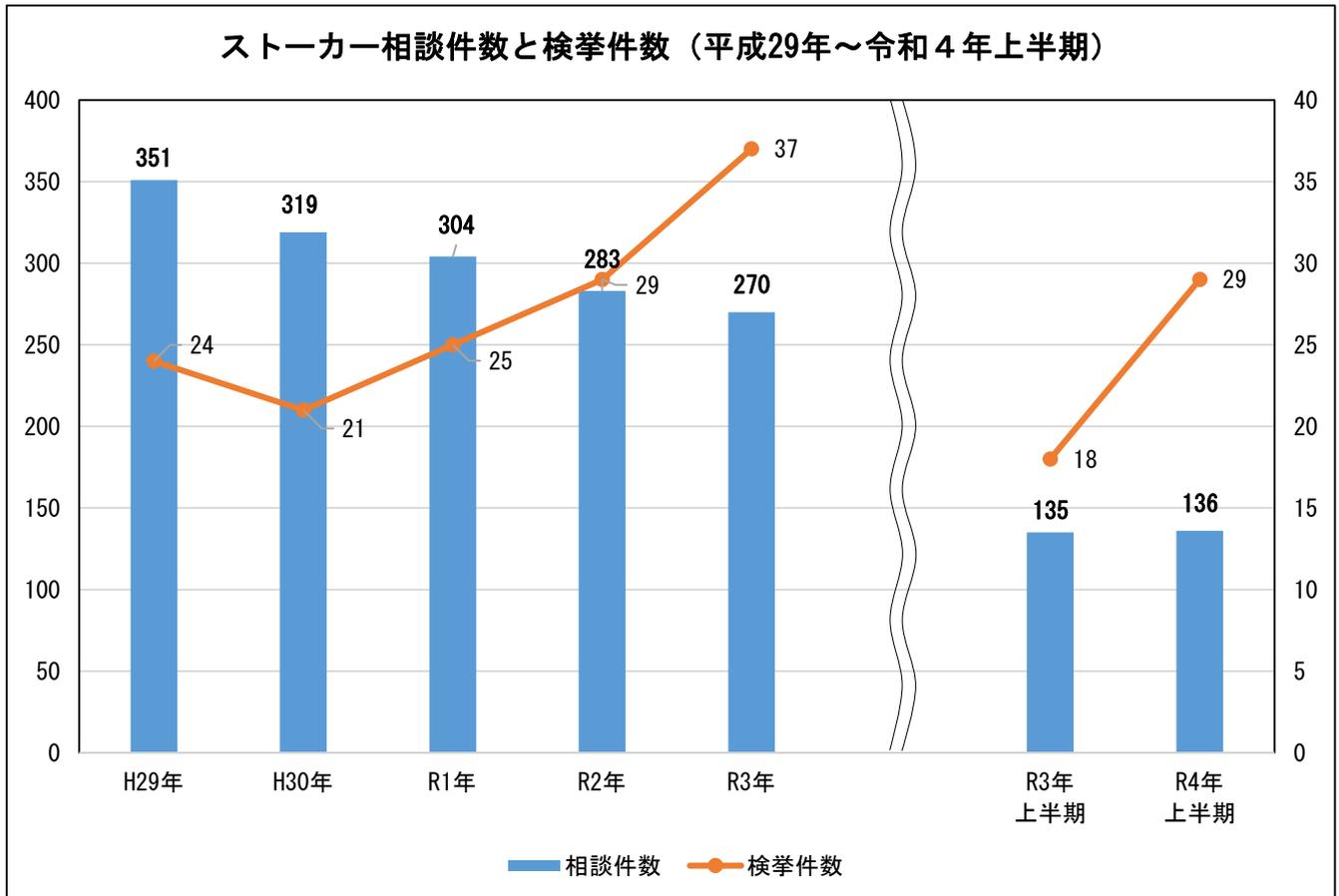
【傾向】

- ・万引き被害に対しては、各事業者による商品陳列方法の工夫や警戒警備の強化が図られているが、令和4年に入ってから前年より増加傾向にあることから、広報啓発を含め一層の抑止活動に取り組む必要がある。

8 人身安全関連事案の動向

(1) ストーカー事案の相談等件数と検挙件数

(件)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期	前年比増減（注）
ストーカー事案の相談等件数	351	319	304	283	270	135	136	1
検挙件数	24	21	25	29	37	18	29	11
うち刑法犯・特別法犯検挙	21	17	20	22	30	16	21	5
うちストーカー規制法違反検挙	3	4	5	7	7	2	8	6

注：令和3年上半期の数値と比較した令和4年上半期の増減数

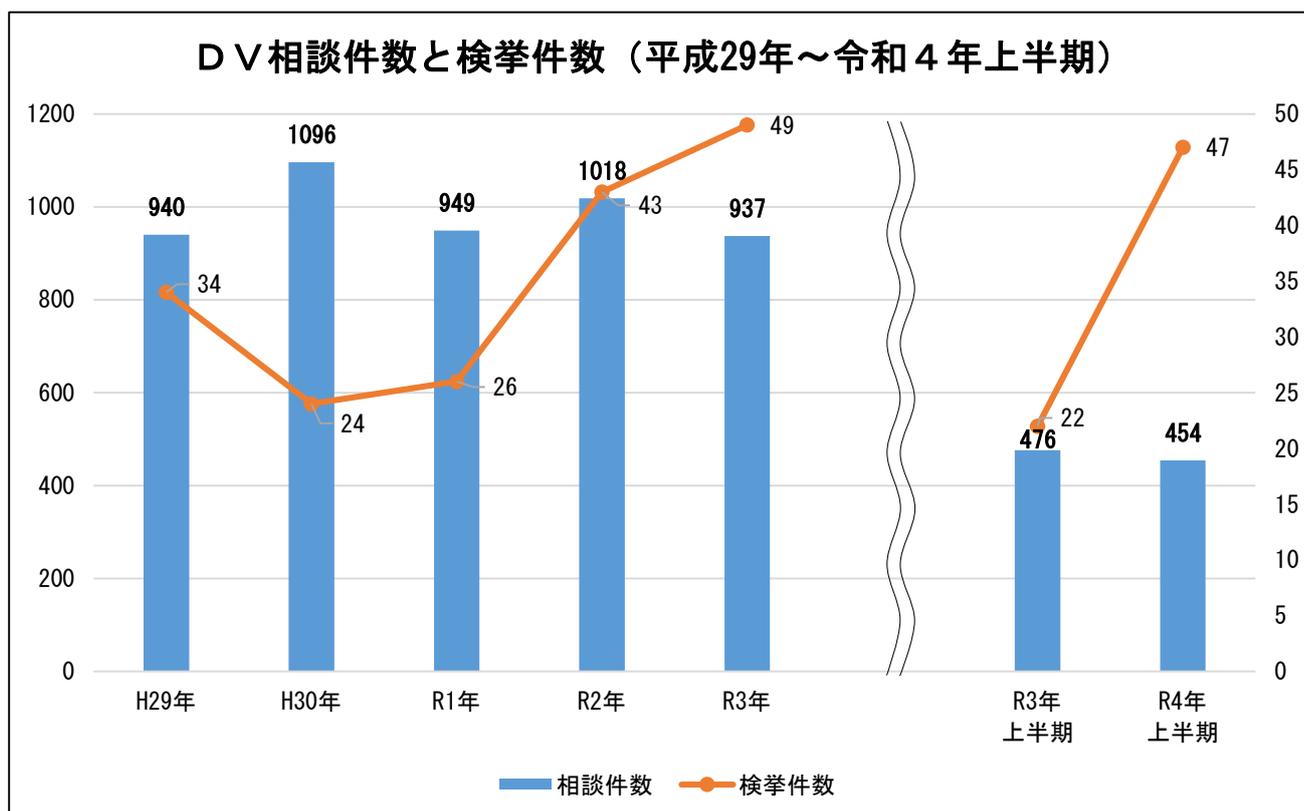
※ストーカー事案の相談件数には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

【傾向】

- ・ストーカー事案の相談件数は横ばいであるものの、検挙件数は増加傾向にあり、令和4年に入ってからも増加。事態がエスカレートしないよう警察では早期に必要な措置を講じるべく取り組んでいる。

(2) 配偶者からの暴力事案等の相談等件数と検挙件数

(件)



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R3年上半期	R4年上半期	前年比増減（注）
配偶者からの暴力事案等の相談等件数	940	1096	949	1018	937	476	454	-22
検挙件数	34	24	26	43	49	22	47	25
うち刑法犯・特別法犯検挙	34	24	26	41	48	21	47	26
うち保護命令違反検挙	0	0	0	2	1	1	0	-1

注：令和3年上半期の数値と比較した令和4年上半期の増減数

※配偶者からの暴力事案等の相談件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。

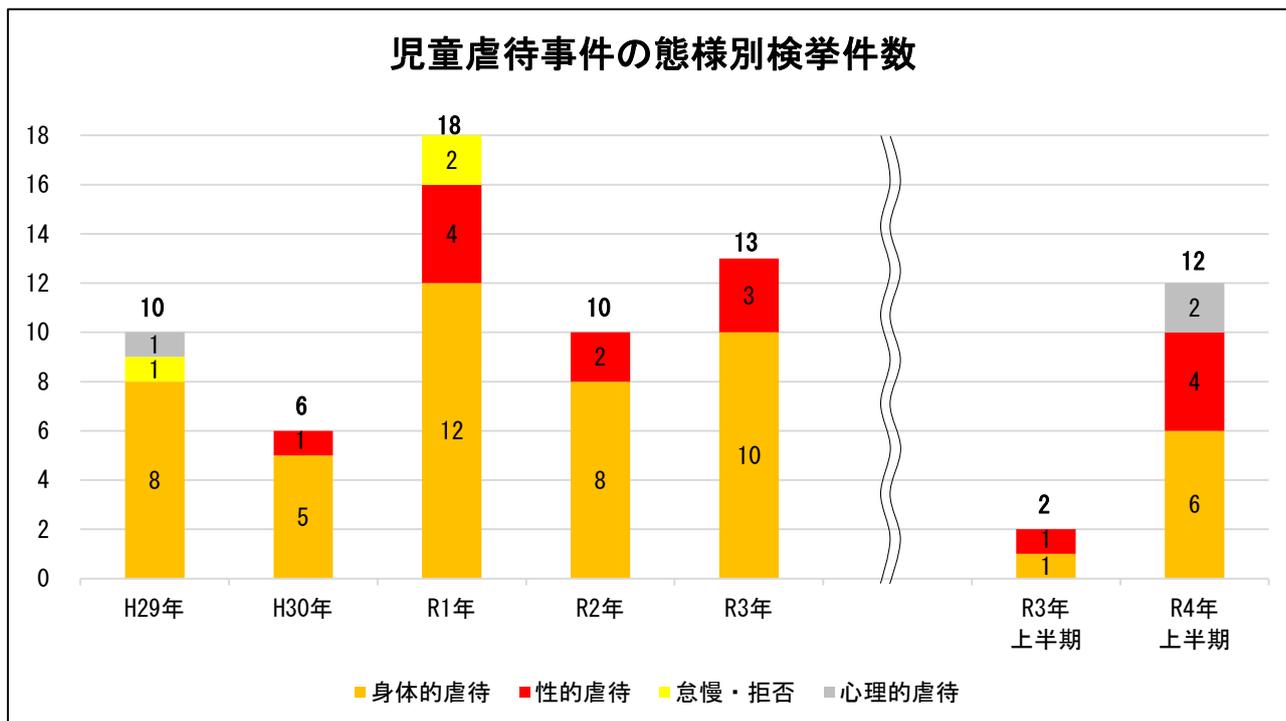
【傾向】

- ・令和4年に入ってから、DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談等件数は減少しているが、検挙件数は増加している。警察では様々な状況に応じて早期に必要な措置を講じるべく取り組んでいる。

(3) 児童虐待の状況

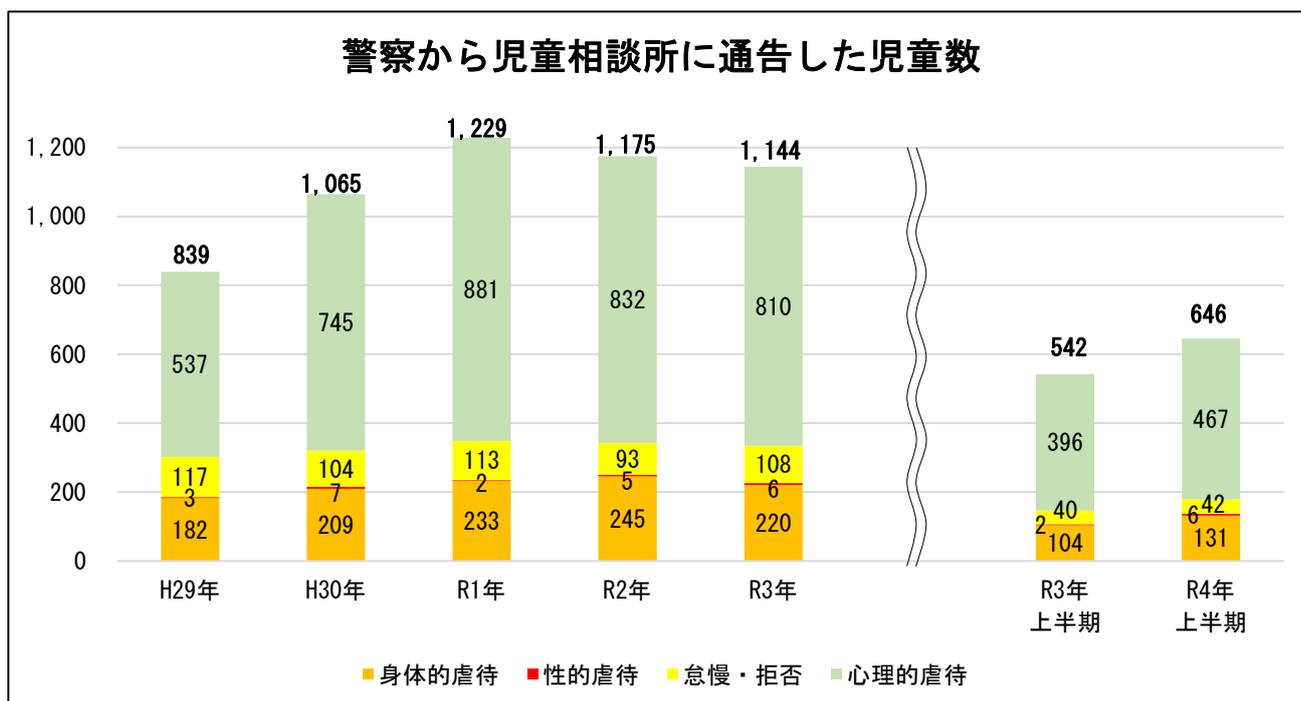
〈児童虐待事件の態様別検挙件数の推移〉

(件)



〈警察から児童相談所に通告した児童数の推移〉

(人)



【傾向】

- 児童虐待での検挙件数や、その疑いに関連した通告児童数は増加傾向にあり、令和4年に入ってから増加していることには注意が必要。重大な被害が生じないよう警察では関係機関と連携して早期に必要な措置を講じるべく取り組んでいる。

